

各位

全3ページ
登録速報(2022-214)
2022年10月12日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2022年10月12日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第24450号

名称：シンズイズフロアブル

2. 変更の内容

農薬登録申請書第6項中、以下を変更する。

- ・作物名「移植水稻」の使用時期「移植後3日～ノビエ3.5葉期 但し、移植後30日まで」を「移植後3日～ノビエ4葉期 但し、移植後30日まで」に変更する。

【変更後】(変更する作物のみ抜粋)

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法
移植水稻	一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヘオモダカ ヒルムシロ セリ オモダカ クログワイ コウキヤガラ エゾノサヤカゲサ アオミドロ・藻類による 表層はく離	移植後3日～ ノビエ4葉期 但し、 移植後30日まで	500mL/10a	1回	原液湛水散布 又は水口施用

キサザノメチンを 含む農薬の総使用回数	フェンキナリオンを 含む農薬の総使用回数	プロピリスルホン を含む農薬の総使用回数	プロモブチドを 含む農薬の総使用回数
2回以内	2回以内	2回以内	2回以内

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
農薬登録申請書第7項中、2)を変更し、別紙【変更後】のとおりとする。

【変更後】

- 2) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの4葉期までに、時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。エゾノサヤヌカグサは2葉期まで、ヘラオモダカ、ウリカワは3葉期まで、ホタルイは4葉期まで、オモダカは矢尻葉1葉期まで、クログワイ、ミズガヤツリは草丈10cmまで、コウキヤガラは発生始期まで、ヒルムシロは発生盛期まで、セリは再生期まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前までが本剤の散布適期である。

別紙

7. 農薬の使用上の注意事項

【変更後】

- 1) 本剤の使用に当っては、使用前に容器をよく振ること。
- 2) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの4葉期までに、時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。エゾノサヤヌカグサは2葉期まで、ヘラオモダカ、ウリカワは3葉期まで、ホタルイは4葉期まで、オモダカは矢尻葉1葉期まで、クログワイ、ミズガヤツリは草丈10cmまで、コウキヤガラは発生始期まで、ヒルムシロは発生盛期まで、セリは再生期まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前までが本剤の散布適期である。
- 3) オモダカ、クログワイ、コウキヤガラは発生期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さないので、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用すること。
- 4) 苗の植付けが均一となるように、代かきおよび植付作業はていねいにおこなうこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいにおこなうこと。
- 5) 原液湛水散布の場合は、水の出入りを止めて湛水状態（水深3～5cm）のまま水田全面にゆきわたるように散布すること。散布後3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、入水は静かにおこなうこと。
- 6) 水口施用の場合は、入水時に水口に施用し、流入水とともに水田全面に拡散させること。処理後田面水が通常の湛水状態（水深3～5cm）に達した時に必ず水を止め、田面水があふれ出ないように注意すること。
- 7) 以下のような条件下では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - ①異常高温の時、あるいは散布後数日以内に梅雨明けになるなど異常高温が予想される時
 - ②活着遅延を生じるような異常低温の時
 - ③砂質土壌の水田および漏水田（減水深が2 cm/日以上）
 - ④軟弱苗を移植した水田
 - ⑤極端な浅植えの水田および浮き苗の多い水田
 - ⑥植穴の戻りの悪い水田
- 8) 直播水稻に使用する場合、以下の点に注意すること。
 - ①稲の根が露出した条件では薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
 - ②除草効果の低下と生育抑制の薬害が発生するおそれがあるので、水持ちの安定した後に散布すること。
- 9) 除草効果が低下するおそれがあるので、梅雨時期等、散布後に多量の降雨が予想される場合は使用をさけること。
- 10) 無人航空機で原液湛水散布する際は以下に注意すること。
 - ①原液湛水散布は使用機種の使用基準に従って実施すること。
 - ②原液湛水散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③作業中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないように風の影響等を十分考慮して原液湛水散布すること。
 - ⑤水源池、飲料用水などに飛散、流入しないように十分注意すること。
 - ⑥薬剤散布に使用した装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
 - ⑦本剤の散布に使用した無人航空機の散布装置は、水稻以外の作物への薬剤散布には使用しないこと。
- 11) 散布した水田の田面水を他の作物の灌水に使用しないこと。
- 12) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合は十分に注意すること。
- 13) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 14) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象の場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上